

「造林事業請負取扱要領」の一部改正について（新旧対照表）（令和2年6月12日付け）（抜粋）

改正後	現 行
<p>IV 関東森林管理局仕様書</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 植付（裸苗）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）苗木の品質・規格</p> <p>① スギ、ヒノキの苗木は、都県の育種場で採取された種穂を育苗した苗木であって、可能な限り花粉症対策苗木（無花粉、少花粉及び低花粉苗木）<u>又は、特定母樹から採取された種穂を育苗した苗木</u>とし、これらの証明書写を添付することとする。</p> <p>②（略）</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p><u>（7）作業記録</u></p> <p><u>植付の月日、林小班、樹種、植付本数、棄却本数等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定められた「様式U7-2」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。</u></p> <p>5 植付（コンテナ苗）</p> <p>（1）（略）</p>	<p>IV 関東森林管理局仕様書</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 植付（裸苗）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）苗木の品質・規格</p> <p>① スギ、ヒノキの苗木は、都県の育種場で採取された種穂を育苗した苗木であって、可能な限り花粉症対策苗木（無花粉、少花粉及び低花粉苗木）とし、これらの証明書写を添付することとする。</p> <p>②（略）</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>5 植付（コンテナ苗）</p> <p>（1）（略）</p>

「造林事業請負取扱要領」の一部改正について（新旧対照表）（令和2年6月12日付け）（抜粋）

<p>(2) 苗木の品質・規格</p> <p>① スギ、ヒノキの苗木は、都県の育種場で採取された種穂を育苗した苗木であって、可能な限り花粉症対策苗木（無花粉、少花粉及び低花粉苗木）<u>又は、特定母樹から採取された種穂を育苗した苗木</u>とし、これらの証明書を添付することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 作業記録</u> <u>植付の月日、林小班、樹種、植付本数、棄却本数等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定められた「様式U7-2」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。</u></p> <p>6 下刈（全刈）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 作業記録</u> <u>下刈の月日、林小班、樹種、刈払方法、作業量、折損本数、単木保護資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定められた「様式U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>7 下刈（筋刈）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(2) 苗木の品質・規格</p> <p>① スギ、ヒノキの苗木は、都県の育種場で採取された種穂を育苗した苗木であって、可能な限り花粉症対策苗木（無花粉、少花粉及び低花粉苗木）とし、これらの証明書を添付することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 下刈（全刈）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>7 下刈（筋刈）</p> <p>(1) (略)</p>
---	---

「造林事業請負取扱要領」の一部改正について（新旧対照表）（令和2年6月12日付け）（抜粋）

<p><u>(2) 作業記録</u> <u>下刈の月日、林小班、樹種、刈払方法、作業量、折損本数、単木保護資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定められた「様式U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>8 下刈（坪刈） (1) (略)</p> <p><u>(2) 作業記録</u> <u>下刈の月日、林小班、樹種、刈払方法、作業量、折損本数、単木保護資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定められた「様式U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>9～16 (略)</p> <p>17 シカ防護柵作設（新設） (1) (略) (2) 構造等 別紙特記仕様書の作設標準図及び材料表のとおり <u>(削る)</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>8 下刈（坪刈） (1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>9～16 (略)</p> <p>17 シカ防護柵作設（新設） (1) (略) (2) 構造等 別紙特記仕様書の作設標準図及び材料表のとおり <u>※本仕様以外の仕様の場合は、特記仕様書を別途作成することとし、作業方法も併せて明記すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>
--	--

<p><u>18 単木保護資材設置</u></p> <p><u>(1) 作設位置</u> <u>作設位置は、図面で示してある箇所とする。</u></p> <p><u>(2) 構造等</u> <u>別紙特記仕様書の作設標準図及び材料表のとおり。</u></p> <p><u>(3) 作業方法等</u> <u>基本的には、使用する製品毎に定められた使用方法に基づき作業するとともに、以下に留意することとする。</u></p> <p><u>① 支柱は植栽木の山側（斜面上方）に7～10cm離して、垂直に差し込むこと。また、簡単に抜けたりしないようにしっかりと地面に固定すること。</u></p> <p><u>② 保護資材を植栽木と支柱に被せ、留め具等によって保護資材と支柱を固定すること。</u></p> <p><u>③ 地面と保護資材の下部に隙間ができないよう、留め杭等によって固定し、シカ等の潜り込みや保護資材のめくれを完全に防ぐこと。</u></p> <p><u>④ 支柱や留め杭等の抜けや緩みがないか、保護資材が固定されているかを確認すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>19 忌避剤散布</u></p> <p><u>(1) 散布区域及び散布量等</u></p> <p><u>① 散布区域は、図面で示してある区域とする。</u></p> <p><u>② 忌避剤の種類、単位当たりの散布量等は、別紙特記仕様書のとおりとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

（2）散布対象

区域内の幼齢植栽木とする。なお、有用樹の幼齢木については必要に応じ対象とすることができる。

（3）資格要件

事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。

- ① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者
- ② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー
- ③ 緑の安全管理士
- ④ 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）
- ⑤ 樹木医
- ⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者

（4）散布作業

基本的には、使用する忌避剤毎に定められた使用方法に基づき作業するとともに、以下に留意することとする。

- ① 散布は、手動散布機（霧無しノズルを使用）で実施すること。
- ② 本剤は貯蔵中に油分の分離を生じることがあるので、使用の際はよく攪拌して均一な状態としてから、所定量の水に希釈し、よくかき混ぜてから散布する。
- ③ 忌避剤の散布部分は、植栽木の食害が予想される部分とする。具体的には、特記仕様書及び監督職員の指示による。
- ④ 忌避剤を河川等に流出させないようにすること。
- ⑤ 散布に用いた器具等は、使用後直ちに洗浄する。機材等の洗浄に当たっては、洗浄した水が河川等に流出しない場所で行うものとする。

⑥ 人家、桑畑等の付近で散布するときは、忌避剤の飛散流出状況を常にチェックし、被害が発生しないように十分注意すること。

(5) 散布記録

散布場所、忌避剤名、使用量等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定められた「様式U9」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

(6) 安全上の留意事項

- ① 本作業の実行に当たっては、安全研修等を実施し、忌避剤の特性、事業実行上の注意、散布要領を全作業員に熟知させなければならない。
- ② 作業に当たっては、保護衣類（防護衣、手袋、マスク等）を確実に着用させ、忌避剤を素手で触れたり、皮膚に付着しないようにするとともに作業後は、露出部の水洗いを必ず行わせるなど健康管理、災害防止に万全を期すこと。
- ③ 誤って眼に忌避剤が入った場合には、直ちに水洗いをし、眼科医の手当てを受けること。
- ④ 作業中は、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

(7) 実行上の留意事項

- ① 散布時の風向きに留意し、風上から風下に向けて散布する。
- ② 散布直後の降雨または強風時の散布は、本剤の効果を減じるため、散布時は強風・雨天を避け、天候をよく見極めてから散布する。また、散布中に強風や降雨となった場合は、直ちに作業を中止する。
- ③ 忌避剤の授受は、監督職員の立会のもとに厳正に行い、厳重かつ良好な状態で保管しなければならない。

<p><u>④ 崩壊危険箇所、河川、沢等については、両側に10m程度（常時流水のある沢については20m程度）の間は散布しないこと。</u></p> <p><u>⑤ 空箱、空袋は林地内の安全な場所に集積し、監督職員立会のもとに数量を確認し、厳正に処分すること。</u></p> <p><u>2.0 丸太筋工</u></p> <p><u>（1）設置位置については、監督職員の指示の下、以下のいずれかに該当する林分を対象とする。</u></p> <p><u>① 農地、道路、住宅街、その他森林以外の土地が隣接している林分。</u></p> <p><u>② 河川や溪流沿いの林分。</u></p> <p><u>③ 造林地内に小規模な崩壊地が見られる林分。</u></p> <p><u>④ 放射性物質の流出が想定される林分。</u></p> <p><u>（2）丸太筋工の標準図及び仕様書は、別紙丸太筋工特記仕様書のとおりとする。</u></p> <p><u>（3）資材のうち、鉄線及び杭木（場合によっては鉄杭も可）については購入資材とする。横木については現地発生材を加工し使用することを基本とするが、現地発生材を利用できない場合は丸太製品を調達できるものとする。</u></p> <p><u>（4）丸太筋工は「治山工事標準仕様書」第6.3.3条に準じて施工し、丸太を元口・末口を交互に積み重ねることとする。</u></p> <p><u>（5）作業が終了したときは、「造林事業請負標準仕様書」の別添「造林事業請負実行管理基準」に準じるほか、別に定めるところにより出来型管理を行うものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
---	--------------------

<p><u>2.1 末木枝条集積</u> <u>（東日本大震災復興特別会計による除伐、除伐2類の付帯作業に限る）</u></p> <p><u>（1）区域内で伐採した雑灌木、造林木及び末木枝条を等高線沿いに筋状に整理し集積するものとする。</u></p> <p><u>（2）伐採した雑灌木、造林木及び末木枝条の集積に当たっては、放射性物質に汚染された物質の流出防止機能を十分に発揮させるため、表流水の影響のない箇所を選び、切断等を行い集積させ、滑落・移動等しないように安定させるものとする。</u></p> <p><u>（3）集積した雑灌木、造林木及び末木枝条が崩れる危険性がある場合は、杭を打つ等の手段を施して棚積みするものとする。</u></p> <p><u>（4）置幅及び置高は、特記仕様書のとおりとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>2.2 防火線刈払作業</u></p> <p><u>（1）作業方法等</u> <u>区域内の全ての雑草、笹、雑灌木、つる類等の刈払いを行うものとし、その方法は以下による。</u></p> <p><u>① 刈払高はできるだけ地際に近い位置とし、刈払方法は全刈とすること。</u></p> <p><u>② 刈払幅は事業内訳表のとおりとする。また、事前に監督職員の指示を受けること。</u></p> <p><u>③ 刈払いに際しては、隣接する国有林内の植栽木を損傷しないように注意し、刈払物については、国有林側に寄せておくこと。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

「造林事業請負取扱要領」の一部改正について（新旧対照表）（令和2年6月12日付け）（抜粋）

④ 民地と隣接する箇所では、民地への誤刈払いや刈払物等の落下がないよう、境界線に注意し刈払いを行うものとする。なお、実施にあたり問題が生じるおそれがある場合は、事前に監督職員の指示を受けること。

⑤ 実施箇所内にある国有林境界標識は、あらかじめ位置を明らかにしてから、損傷のないよう周囲の刈払いを行うこと。また、国有林境界標識に刈払物等を被せないようにすること。

⑥ その他、本仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

(2) 刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害予防対策指針」（平成21年7月10日基発0710第2号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られる必要な措置を講じること。

2.3 薬剤散布（空中）

(1) (略)

(2) 資格要件

事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。

① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者

② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー

③ 緑の安全管理士

④ 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）

⑤ 樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ適用）

1.8 薬剤散布（空中）

(1) (略)

(新設)

「造林事業請負取扱要領」の一部改正について（新旧対照表）（令和2年6月12日付け）（抜粋）

<p><u>⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者</u></p> <p><u>(3) ～ (14)</u> (略)</p> <p><u>24</u> 薬剤散布（地上） (1) (略)</p> <p><u>(2) 資格要件</u> 事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。</p> <p><u>① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者</u></p> <p><u>② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー</u></p> <p><u>③ 緑の安全管理士</u></p> <p><u>④ 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）</u></p> <p><u>⑤ 樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ適用）</u></p> <p><u>⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者</u></p> <p><u>(3) ～ (8)</u> (略)</p> <p><u>25</u> 松くい虫等伐倒駆除 (1) (略)</p> <p><u>(2) 資格要件</u> 事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。</p>	<p><u>(2) ～ (13)</u> (略)</p> <p><u>19</u> 薬剤散布（地上） (1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) ～ (7)</u> (略)</p> <p><u>20</u> 松くい虫等伐倒駆除 (1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

「造林事業請負取扱要領」の一部改正について（新旧対照表）（令和2年6月12日付け）（抜粋）

<p><u>① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者</u></p> <p><u>② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー</u></p> <p><u>③ 緑の安全管理士</u></p> <p><u>④ 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）</u></p> <p><u>⑤ 樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ適用）</u></p> <p><u>⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者</u></p> <p><u>(3)～(6) (略)</u></p> <p><u>2.6 樹幹注入</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 資格要件</u></p> <p><u>事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。</u></p> <p><u>① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者</u></p> <p><u>② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー</u></p> <p><u>③ 緑の安全管理士</u></p> <p><u>④ 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）</u></p> <p><u>⑤ 樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ適用）</u></p> <p><u>⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者</u></p> <p><u>(3)～(6) (略)</u></p>	<p><u>(2)～(5) (略)</u></p> <p><u>2.1 樹幹注入</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)～(5) (略)</u></p>
---	--